

令和 8 年 9 月

お客様各位

長岡信用金庫

各種預金規程の改定について

平素より、長岡信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、手形小切手に関する受け入れの見直しにより、以下に記載してあります規程について一部改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規程

- ・ 当座勘定規程（一般用）
 - ・ 普通預金規程
 - ・ 納税準備預金規程
 - ・ 決済用普通預金規程
 - ・ 貯蓄預金規程
- ・ 通知預金規程
 - ・ しんきん定期性総合口座取引規程
 - ・ 定期預金共通規程
 - ・ 積立定期預金規程
 - ・ 定期積金規程

2. 改定日

2026 年 9 月 15 日

3. 改定内容

当座勘定規程	
新	旧
第 1 条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。 ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （2） 以下 略	第 1 条（当座勘定への受入れ） （1） 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という）も受入れます。 （3） 以下 略

普通預金規程	
新	旧
第 1 条（取扱店の範囲） 普通預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 第 2 条（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てのできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（取扱店の範囲） 普通預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 2.（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てのできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。 以下 略

納税準備預金規程	
新	旧
第 1 条（預金の目的、預け入れ） 納税準備預金（以下「この預金」といいます）は、国税または地方税（以下「租税」といいます）納付の準備のためのもので、当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れができます。 第 2 条（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てのできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（預金の目的、預け入れ） 納税準備預金（以下「この預金」といいます）は、国税または地方税（以下「租税」といいます）納付の準備のためのもので、当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れができます。 2.（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てのできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。 以下 略

決済用普通預金規程	
新	旧
第 1 条（取扱店の範囲） 普通預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 第 2 条（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちにに取り立てできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（取扱店の範囲） 普通預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 2.（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちにに取り立てできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます 以下 略

貯蓄預金規程	
新	旧
第 1 条（取扱店の範囲） 貯蓄預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 第 2 条（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちにに取り立てできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（取扱店の範囲） 貯蓄預金（以下「この預金」といいます）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。 2.（証券類の受け入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちにに取り立てできるもの（以下「証券類」といいます）を受け入れます。 以下 略

通知預金規程	
新	旧
第1条（預金の支払い時期等） (1) 通知預金（以下「この預金」といいます）は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。 (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。 第2条（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和9年1月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和9年3月27日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（預金の支払い時期等） (1) 通知預金（以下「この預金」といいます）は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。 (2) この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。 2.（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下 略

しんきん定期性総合口座取引規程	
新	旧
第1条（総合口座取引） (1) ～ (3) 略 第2条（取扱店の範囲） (1) ～ (2) 略 第3条（証券類の受け入れ） (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。ただし、令和9年1月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和9年3月27日以降は、当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（総合口座取引） (1) ～ (3) 略 2.（取扱店の範囲） (1) ～ (2) 略 3.（証券類の受け入れ） (1) 普通預金には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取引立てできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。 以下 略

定期預金共通規程	
新	旧
第 1 条（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	第 1 条（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下 略

積立定期預金規程	
新	旧
第 1 条（預け入れ期限等） (1) ～ (3) 略 第 2 条（預金の支払時期） この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。 第 3 条（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	1.（預け入れ期限等） (1) ～ (3) 略 2.（預金の支払時期） この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。 3.（証券類の受け入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下 略

定期積金規程	
新	旧
第 1 条（掛金の払い込み） 定期積金（以下「この預金」といいます）は、表面記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは必ずこの証書をお差し出してください。	1.（掛金の払い込み） 定期積金（以下「この預金」といいます）は、表面記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは必ずこの証書をお差し出してください。

第 2 条（証券類の受け入れ） （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、令和 9 年 1 月 1 日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手、令和 9 年 3 月 27 日以降は当金庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 以下 略	2.（証券類の受け入れ） （1） 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 以下 略
---	--